

2016全日本ミドルボート選手権大会

【期間】 2016/7/15～7/18

【共同主催】一般社団法人関西ヨットクラブ・JSAF加盟団体外洋内海・関西ミドルボートクラブ

【公認】 公益財団法人日本セーリング連盟(申請中)

【協力】 新西宮ヨットハーバー株式会社

【開催地】 新西宮ヨットハーバー

帆走指示書

1 規則

1.1 本レガッタは『セーリング競技規則(RRS2013-2016)』に定義された規則を適用する。

1.2 『IRC 規則 2016』Part A, B 及び C を適用する。

1.2.1 艇に搭載するセールの変更を認める。(IRC 規則 21.1.5(d)及び(e)の変更)

1.2.2 国際 X-35 ワンデザインクラス日本国内規定を適用する。

1.3 『JSAF 外洋特別規定(JSAF-OSR) 2016-2017 附則 B インショアレース特別規定』を適用する。

2 競技者への通告

2.1 競技者への通告はクラブハウス南側テラスに設置された公式掲示板に掲示する。

3 帆走指示書の変更

3.1 帆走指示書の変更はそれが発効する当日の出艇申告受付開始までに掲示する。但しレース日程に関する変更は、発効する前日の抗議締切時間までに掲示する。

4 陸上で発する信号

4.1 陸上で発する信号はクラブハウス2階に設置されたポールに掲揚される。

4.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号『回答旗』中の「1分」を「60分以降」と置き換える。

5 レース日程

5.1 レース日程

7月16日(土)	9:00-9:20	出艇申告
	9:20	艇長会議
	11:25	予告信号(この日の最初のレース)
	16:00	オーナーズミーティング
	16:30	ビアパーティー
7月17日(日)	9:00-10:00	出艇申告
	11:25	予告信号(この日の最初のレース)
	16:30	ウェットバーパーティー

7月18日(月祝)	9:00-09:30	出艇申告・体重測定(乗員変更時のみ)
	10:55	予告信号(この日の最初のレース)
	16:00	表彰式

※体重計測は7月9日(土)～11日(月)と13日(水)～15日(金)の 09:00～18:00 と各日の出艇申告時刻内に行う。

5.2 シリーズは3日間、8レース(インショアレース)で構成される。

5.3 1日の最大レース数はレース委員会の裁量に委ねられる。

5.4 7月18日(月祝)は13:30以降の予告信号は発せられない。

6 クラス旗

6.1 クラス旗は、グリーン色旗とする。

7 レースエリア

7.1 レースエリアは西宮沖の海域とする。

8 コース

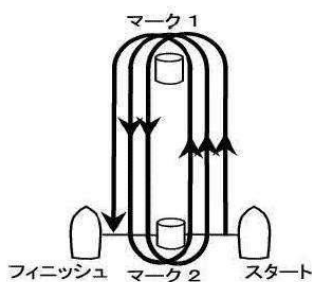
8.1 下記見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8.2 レース委員会信号艇はコースを示す信号旗として、数字旗を予告信号以前に掲揚する。

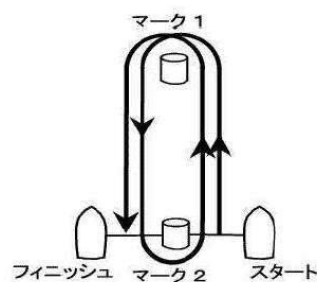
数字旗 1 ⇒ コース 1

数字旗 2 ⇒ コース 2

コース 1 (6レグ)



コース 2 (4レグ)



8.3 予告信号以前に、レース委員会信号艇に最初のレグの概ねの距離及びコンパス方位を掲示する。

9 マーク

9.1 マーク①およびマーク②は、オレンジ色の直径約 1.5m、高さ約 1.5m のトマト型ブイである。

9.2 スタート・マークとフィニッシュ・マークはスターボードの端にあるレース委員会信号艇とポートの端にあるマーク②とする。

9.3 指示書 11「コースの次のレグの変更」に従って用いられる場合の、新しいマーク①およびマーク②

は同型の緑色である。再度コースを変更する為にマークを設置する場合には、最初のマークを使用する。

10 スタート

10.1 スタートラインは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇のオレンジ旗を掲揚しているマストと、ポートの端のスタート・マークのコース側との間とする。

10.2 予告信号以前にレース委員会信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。

10.3 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに『スタートしなかった (DNS)』と記録される。これは規則 A4 および A5 を変更している。

10.4 スタート信号時に、艇が規則 29.1(個別リコール)に従わなければならない場合、レース委員会信号艇は音響信号一声と共にX旗を掲揚し、VHF無線チャンネル72で、その艇のセール番号または艇名を送信するように努める。送信できなかつたり、送信の時期が適切でなかつたりしても、救済要求の根拠にはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

10.5 その日の次のレースの予告信号は、レース委員会の信号艇に掲揚されているR旗の降下の(反復音響信号とともに)、1 分後に発せられる。

11 コースの次のレグの変更

11.1 コースの次のレグの変更は、次のマークへのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。これは規則 33 を変更している。

12 フィニッシュ

12.1 フィニッシュラインは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇のオレンジ旗を掲揚しているマストと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコース側との間とする。

12.2 レース委員会がその日の次のスタートを予定する場合、レース委員会信号艇は、先のレースのフィニッシュ時に R 旗を掲揚する。続くスタート手順は、先のレースで最終艇がフィニッシュした後、できるだけ早く開始される。

13 ペナルティー方式

13.1 規則違反についてプロテスト委員会が定めた場合には、失格より軽減することができる。また軽微な規則違反に関しては、プロテスト委員会の判断により罰則を適用しないことがある。

14 タイムリミット

14.1 タイムリミットは、スタート信号後 120 分、または先頭艇がコースを帆走して 120 分以内にフィニッシュした場合はそのフィニッシュ後 30 分、のいずれか遅いほうの時刻までにフィニッシュしなかった艇は DNF と記録される。これは規則 35、A4 および A5 を変更している。

15 抗議と救済要求

15.1 抗議書は、レース本部で入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にレース本部に提出されなければならない。

15.2 抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後の、どちらか遅い方から 90 分とする。

15.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問を知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。

15.4 指示書 17、18、19、21、22 及び 23 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。

15.5 予定されたレース最終日では、審問再開の要求は、次の時間内に提出しなければならない。これは規則 66 を変更している。

(a)要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。

(b)要求する当事者がその当日に判決を通告された後 30 分以内。

15.6 予定されたレース最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の提示から 30 分以内に出されなければならない。これは規則 62.2 を変更している。

16 得点

16.1 各艇の所要時間に TCC を乗じた修正時間により順位を決定する。

16.2 本大会が成立するためには 2 レースを完了する事を必要とする。

16.3 シリーズの得点は下記による。これは規則 A2 を変更している。

(a)レースが4レース以下の場合、艇の得点はレース得点の合計とする。

(b)レースが5レース以上の場合、艇の得点は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

17 安全規定

17.1 出艇申告

提出済みの乗員登録書に変更があった場合は、指示書 5.1 に示す時間内にレース本部に提出しなければならない。

17.2 帰着申告

帰着申告書は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後の、どちらか遅い方から 90 分以内に、各艇の艇長が帰着申告書に記入しなければならない。

17.3 リタイア

出艇申告書を提出し、スタートしない艇またはリタイアした艇は、その旨をレース委員会にできるだけ早く報告しなければならない。また報告は当該艇の乗員が行わねばならず、第三者に伝言を託してはならない。

17.4 個人用浮揚用具の着用

個人用浮揚用具はすべての着衣の上に装着しなければならない。レース委員会またはプロテスト委員

会がこれに違反している艇を目撃した場合、警告を発することがある。

18 乗員の交代と装備の交換

18.1 複数の艇に対しての乗員登録は認められない。

18.2 乗員登録書に登録された乗員の間でその交代は認められる。ただし、1日に複数のレースが実施される場合、当該日における乗員の交代は認められない。

19 装備と計測のチェック

19.1 艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。水上で艇は、レース委員会のエクイップメント・インスペクターまたはメジャーにより、検査のために直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。

19.2 乗員はレースに参加する前に体重計測(T シャツ・ショートパンツ着用)を受けていること。

20 運営艇

20.1 運営艇の標識は、次のとおりとする。

レース委員会艇:OFFICIAL 旗(黄色地)

インスペクション・ボート:INSPECTION 旗(白地)

プロテスト委員会艇:PROTEST 旗(白地)

21 支援艇

21.1 支援艇は支援する艇の艇名を明確にし、支援艇の艇種及び艇名を事前にレース委員会に書面にて申告すること。(書式は任意)

21.2 支援艇は識別旗を掲揚しなければならない。識別旗は申告時にレース委員会が支給する。

21.3 支援艇は、艇がフィニッシュ後インスペクションを受けている間は、接舷および支援活動をしてはならない。

21.4 支援艇はレースに影響するエリアにいてはならない。これらの項に違反した場合、その支援艇に関連するすべての艇に対してペナルティーが課せられる場合がある。

22 上架の制限

22.1 艇は各艇の最初のスタート後から以降、その艇の最終レース終了まで、次の場合を除き、上架してはならない。艇は指定された場所に停泊すること。

(a)レース委員会の事前の許可書があり、その条件による場合。

(b)緊急の場合:事後にレース委員会を納得させる義務があり、これができない場合はペナルティーが課せられることがある。

23 無線通信

23.1 緊急の場合を除き、艇はVHF無線72チャンネルを「受信以外」に使用してはならない。

23.2 この項に定める以外の通信形態、情報通信機器の使用は何ら制限しない。これらは規則 41「外

部の援助」に該当しないものとする。

24 賞

24.1 総合第1位より第3位までの艇に賞を授与する。

24.2 クラスAとクラスBの区分が設定された場合は、各クラスの第1位より第3位までの艇に賞を授与する。

25 責任の否認

25.1 このレガッタの競技者は、自分自身の責任で参加する。規則 4「レースをすることの決定」参照。主催団体等は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損傷または人身傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

26 保険

26.1 艇は有効なヨット保険(賠償責任保険、搭乗者傷害保険、捜索救助費用保険)に加入していること。

問い合わせ先

一般社団法人関西ヨットクラブ

〒662-0943 兵庫県西宮市西宮浜 4-16-1

TEL 0798-26-0691

FAX 0798-33-2768

大会ウェブサイト <http://middleboat-kansai.com/>

メールアドレス office@kyc.or.jp